

世田谷区選挙管理委員会告示第26号

世田谷区選挙執行規程（平成12年3月世田谷区選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月16日

世田谷区選挙管理委員会

第3条中「世田谷区公告式条例（昭和25年9月世田谷区条例第7号）」を「世田谷区公告式規則（昭和40年3月世田谷区規則第14号）」に改める。

第70条第3項中「その他の文字（デザイン文字を含む。）」を削る。

第92条第1号中イをアとし、ロをイとし、ハをウとし、同号ニ中「12, 000円」を「23, 000円」に改め、同号ニを同号エとし、同号ホ中「1, 000円」を「1, 500円」に、「3, 000円」を「4, 500円」に改め、同号ホを同号オとし、同号ヘ中「500円」を「1, 000円」に改め、同号ヘを同号カとし、同条第2号イ中「10, 000円」を「15, 000円」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「15, 000円」を「20, 000円」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「15, 000円」を「20, 000円」に改め、同号ハを同号ウとし、同号ニ中「15, 000円」を「20, 000円」に改め、同号ニを同号エとし、同条第3号イ中「第1号イからハまで」を「第1号アからウまで」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「10, 000円」を「20, 000円」に改め、同号ロを同号イとし、同条第4号中イをアとし、ロをイとする。

第105条の見出しを「（選挙人等の出頭及び証言の請求）」に改め、同条中「第212条（選挙人等の出頭及び証言の請求）」を「第212条（選挙人等の出頭及び証言の請求）第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第212条第2項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法（平成8年法律第109号）第205条（尋問に代わる書面の提出）第2項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等（以下「提供者」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により当該事項を提供できるものとする。

- (1) 電磁的記録を記録した記録媒体を委員会に郵送又は持参する。
- (2) 電磁的記録を電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提供者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、委員会に送信する。

第50号様式中「印鑑及び」を削る。

第51号様式中「」を削る。